

大津市健康増進法施行細則を公布する。

令和4年3月31日

大津市長 佐藤 健司

大津市健康増進法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の施行に関し、他に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(国民健康・栄養調査世帯の指定の通知)

第2条 健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第2条第2項の規定による調査世帯の指定の通知は、国民健康・栄養調査世帯指定通知書（様式第1号）により行うものとする。

(特定給食施設の届出)

第3条 法第20条第1項の規定による届出は、特定給食施設設置届出書（様式第2号）により行わなければならない。

2 法第20条第2項の規定による変更の届出は、特定給食施設届出事項変更届出書（様式第3号）により行わなければならない。

3 法第20条第2項の規定による事業の休止又は廃止の届出は、特定給食施設事業休止（廃止）届出書（様式第4号）により行わなければならない。

(特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定通知書等)

第4条 法第21条第1項の規定による指定は、指定特定給食施設指定書（様式第5号）により行うものとする。

2 市長は、前項の指定を行ったときは、当該指定に係る特定給食施設について台帳を作成し、備え置くものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。